

川西町地域包括支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、川西町が設置する川西町地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第58条第1項に規定する指定介護予防支援の事業及び法第115条の45第1項第1号ニに規定する介護予防ケアマネジメント（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保険医療及び福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう努める。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防・日常生活支援総合サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 4 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 5 関係市町村、他の地域包括支援センター、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設及び住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。
- 6 上記のほか「川西町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年条例第34号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(名称及び所在地)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 川西町地域包括支援センター
- (2) 所在地 奈良県磯城郡川西町大字結崎28番地の1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）

管理者は、センターの職員及び業務の管理、利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他センターに必要な指揮命令等を一元的に行う。

管理者は、センターの担当職員に第2条に定める内容を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。ただし、管理上問題がない場合は次の号に掲げる業務に従事することができる。

(2) 担当職員

(ア) 保健師 1名以上

(イ) 主任介護支援専門員 1名以上

(ウ) 社会福祉士 1名以上

(エ) その他必要な職員

担当職員は、要支援者等からの相談に応じるほか、依頼による介護予防サービス・支援計画書の作成、サービス調整業務、要支援者等へのモニタリング等一連のマネジメント業務に従事するものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、緊急を要する場合は、随時対応するものとする。

(事業の提供方法・内容)

第6条 事業の提供に際して、あらかじめ利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）に対し、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書に基づき説明を行い、利用者等の同意を得たうえで交付しなければならない。

2 事業の内容は次のとおりとする。

(1) 相談業務の実施

利用者等の相談を受ける場所は、第3条に規定するセンター内又は利用者の居宅等とする。

(2) アセスメントの実施

(3) 介護予防サービス支援計画書の原案作成

(4) サービス担当者会議の開催

ア 開催場所は、第3条に規定するセンター内、サービス事業所内又は利用者の居宅等とする。

イ サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

(5) 介護予防サービス支援計画書の交付

ア 担当職員は、介護予防ケアプランの内容について利用者又はその家族に足して説明し、文書により同意を得るものとする。

イ 介護予防ケアプランを作成した場合には、当該介護予防ケアプランを利用者及びサービス提供事業者等の担当者へ交付する。

- (6) サービスの調整
- (7) モニタリングと評価
- (8) 給付管理業務
- (9) 介護報酬の請求
- (10) 日常の連絡調整
- (11) 相談援助

3 担当職員による居宅訪問頻度等は次のとおりとする。

- (1) 提供開始月
- (2) 提供開始月の翌月から起算して3か月に1回
- (3) サービスの評価期間が終了する月
- (4) 利用者の状況に著しい変化があったとき
- (5) 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者の状況を把握するように努める。

(利用料)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準又は川西町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年告示第10号）の規定によるものとする。

(事業の委託)

第8条 センターは、事業を行うにあたって第6条第2項（第1号及び第9号を除く。）の業務等を他の居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、川西町とする。

(業務継続計画の策定等)

第10条 センターは、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症予防及びまん延の防止)

第11条 センターは、センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）のおおむね6月に1回以上の開催及びその結果の職員への周知

- (2) センターにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
 - (3) センターにおける職員に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施
- (非常災害時の対応)

第12条 センターは、川西町地域防災計画等にとり、震災・風水害・火災その他災害（以下「非常災害」という。）が発生した場合には、災害対応に当たるとともに、業務が停止することにより利用者を含めた町民の生活及び社会経済活動に重大な影響を及ぼす業務を継続し、非常災害の際も適正な業務の執行を図ることができるように努める。

(個人情報保護)

第13条 センターの職員は、業務上知り得た利用者等の個人情報を正当な理由なく漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

- 2 センターは、サービス担当者会議等において、利用者に関する個人情報を扱う場合は、あらかじめ利用者の同意を文書により得ておかなければならない。
- 3 センターは、サービスの継続性及び多職種連携を図るために、ICT（電子メール、介護記録システム、クラウドサービス等）を活用し、他の介護サービス事業者、医療機関等との必要最小限の情報を共有する場合がある。
- 4 センターは、介護保険サービス提供にあたり、国や行政が整備するクラウドサービスを利用し、利用者の介護保険資格や要介護認定等を確認・参照、提供する場合がある。必要に応じてマイナンバーカードを用いたオンライン資格確認を行うこともあるが、カードの提示は任意であり、強制はしないものとする。
- 5 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するものとする。

(苦情対応)

第14条 センターは、提供した事業若しくは介護予防サービス支援計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者又はその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 センターは、自らが介護予防サービス支援計画に位置付けた指定介護予防サービス又は指定介護予防地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
- 3 センターは、指定介護予防支援に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第15条 職員は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には、直ちに保険者及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、主治医及び指定居宅サービス事業者等と連携し、必要な措置を講じなければならない。

(虐待の防止に関する事項)

第 16 条 センターは、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）に基づき、利用者の権利擁護及び虐待防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）の定期的開催及びその結果の職員への周知
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止のための職員に対する定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- (5) その他虐待防止に必要な措置

2 センターは、事業の提供中に、担当職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを町に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第 17 条 センターは事業の提供にあたっては、利用者又は利用者の生命及び身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束」という。）を行わない。

2 センターは、やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

(ハラスメント対策)

第 18 条 センターは、適切な事業を提供する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

2 利用者やその家族等が、センターやサービス事業者、その他関係者に対して、故意に暴力や暴言等の法令違反その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスの利用を一時中止及び契約を解除することができる。

(その他運営に関する重要事項)

第 19 条 センターは、職員の質的の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して研修への参加の機会を確保し、業務体制を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、センター内で共有するものとする。

2 センターは、事業に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

附 則

この規程は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。